



2026 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名： 株 式 会 社 魁 力 屋
代表者名： 代表取締役社長 藤 田 宗
(コード番号：5891 東証スタンダード)
問合せ先： 取締役 管理本部長 山川 拓人
(電 話 番 号：075-211-3338)

招集通知記載事項の一部訂正について

当社「第 23 回定時株主総会招集ご通知」について、一部訂正すべき誤植がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正いたします。

記

1. 訂正箇所

「第 23 回定時株主総会招集ご通知」6 頁～8 頁

吸収分割契約書（写）の第 1 条、第 9 条、第 10 条の一部字句を訂正するものです。

2. 訂正内容

訂正箇所は下線を付して表示しております。

【訂正前】

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第 5 条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲の「京都北白川ラーメン魅力屋」を運営する飲食事業（以下「本件対象事業という」）に関して有する第 2 条第 1 項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

【訂正後】

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第 5 条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲の「京都北白川ラーメン魅力屋」を運営する飲食事業（以下「本件対象事業」という。）に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

【訂正前】

第9条（本契約の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産または経営状態に重大な変更を生じたとき若しくはそれらに隠れた重大な瑕疵が発見されたときその他甲及び乙のいずれかが必要と認めるときには、甲乙協議の上、本件吸収分割条件の全部又は一部を変更し、又は本契約の全部又はいい部を解除することができる。

【訂正後】

第9条（本契約の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産または経営状態に重大な変更を生じたとき若しくはそれらに隠れた重大な瑕疵が発見されたときその他甲及び乙のいずれかが必要と認めるときには、甲乙協議の上、本件吸収分割条件の全部又は一部を変更し、又は本契約の全部又は一部を解除することができる。

【訂正前】

第10条（本契約の効力）

令和8年7月1日までに第5条に定める甲の株主総会における本契約の承認並びに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、甲または乙は、相手方に通知して本契約を解除できる。

【訂正後】

第10条（本契約の効力）

令和8年7月1日までに第6条に定める甲の株主総会における本契約の承認並びに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、甲または乙は、相手方に通知して本契約を解除できる。

以 上